

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本マイクロバイオームコンソーシアムと称する。その英文名は、Japan Microbiome Consortium（略称は「JMBC」）とする。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を大阪府大阪市北区大深町 3 番 1 号に置く。

第 2 章 目的及び事業内容

(目 的)

第 3 条 当法人は、マイクロバイオーム研究開発及び関連産業の発展を図ることにより、我が国の保健・医療・安全・福祉の増進、国民生活の向上、科学技術の振興、及び経済の発展に寄与することを目的とし、次条の事業を行う。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保健・医療・安全・福祉の増進を図る事業
- (2) 国民生活の向上を図る事業
- (3) 科学技術の振興を図る事業
- (4) 経済の発展に寄与する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 社員及び会員

(法人の構成員)

第 5 条 当法人の会員は、次の 3 種とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 企業会員 当法人の目的に賛同し、別に定める社員規則に同意し入会した、中小企業基本法第 2 条第 1 項に定義された中小企業者以外の会社
- (2) 中小企業会員 当法人の目的に賛同し、別に定める社員規則に同意し入会した、中小企業基本法第 2 条第 1 項に定義された中小企業者
- (3) 協力会員 当法人の目的に賛同し、別に定める社員規則に同意し入会した企業会員、中小企業会員に当てはまらない法人

(社員の資格の取得)

第6条 当法人の社員になろうとする者は、所定の書面を提出して申込み、理事会の決議を経なければならない。

2 前項の申し込みがあったときは、理事会は別に定める手続きを経て、入会の可否の判断を行うものとする。

(代表者の届出)

第7条 社員は、1名の代表者を理事会に届け出なければならない。代表者を変更したときも同様とする。

(入会金及び年会費)

第8条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(権利及び義務)

第9条 社員は、本定款、規約類並びに社員総会及び理事会の決議を遵守し、当法人の事業遂行に協力しなければならない。

(社員の資格喪失)

第10条 社員は、次の各号の一に該当する場合に、その資格を喪失する。

- (1) 任意退社したとき。
- (2) 当該社員が解散、破産手続き、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算手続を開始したとき。
- (3) 入会金又は年会費の支払い期限を過ぎて3か月以上滞納したとき。
- (4) 第12条の規定に従い除名されたとき。

2 社員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、当該年度に係る未納の会費の納付を含む未履行の義務はこれを免れることはできず、既納の入会金又は会費は返還されないものとする。

(任意退社)

第11条 社員は、理事会において別に定める退社届を当法人に提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、別途定める退会規定に従い、当法人に対して、書面又は電磁的記録にて通知するものとする。

2 前項の規定により社員が社員資格を喪失した場合でも、当該年度に係る未納の会費は納付しなければならず、既納の入会金又は会費は返還されないものとする。

(除名)

第12条 社員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総社員の半数以上であって議決権の3分の2以上に当たる多数による決議をもって当該社員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の場合、その社員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに、除名を社員総会で付議する旨をその理由と共に書面又は電磁的記録にて通知し、かつ社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 代表理事は、社員を除名したとき、除名した社員に対し、その旨を通知しなければならない。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(決議)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の計算書類
- (4) 入会の基準並びに入会金及び会費の金額
- (5) 社員を除名
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 当法人の解散及び残余財産の帰属の決定
- (8) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及び本定款に定める事項

(開催)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合には臨時社員総会を開催する。

(招集)

第16条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の1週間前までに、各社員に対して発する。ただし、書面又は電磁的記録による議決権の行使を認める場合には2週間前までにその通知を発することとする。

3 当法人の社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。協力会員は、法148条3号に定める解散の決議をする場合を除いて、議決権を有しない。

(書面等による議決権の行使)

第19条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面により議決し又は議決権の行使を委任することができる。ただし、書面により議決又は議決権の行使を委任した社員は、第20条の規定の適用について、当該社員総会に出席したものとみなす。

(決議の方法)

第20条 社員総会の決議は、法令及び本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の過半数をもって行う。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員の設置並びに選任及び解任

(役員の設置)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名又は2名

2 理事のうち、代表理事1名を選定する。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、社員以外の者

であっても選任することができる。

2 代表理事は、理事会において理事の中から選任する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えて含まれることがあってはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものである理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

（任期）

第 2 4 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の存続期間と同一とする。

4 理事又は監事の再任は妨げない。

5 理事又は監事が第 2 2 条に規定する員数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに理事又は監事が選任されるまで、なお理事又は監事としての権限義務を有する。

（理事の職務及び権限）

第 2 5 条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事は、本定款の定め及び理事会の決議に基づき、当法人の業務を執行する。

4 代表理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で、2 回以上その職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 2 6 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事、社員及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の報酬等)

第27条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤となる役員の報酬については社員総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(役員の解任)

第28条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(損害賠償責任の免除)

第29条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除する。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、外部理事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第6章 顧問

(顧問)

第30条 当法人に複数の顧問を置くことができる。顧問は、有識者の中から理事会の承認を経て、代表理事が委嘱するものとする。

第7章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第32条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (5) 当法人の運営に必要な規定の制定、変更及び廃止に関する事項

(招集権者及び召集手続)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、理事会で予め定めた順序により他の理事

が招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の開催日の3日前までに、各理事に対してその通知を発する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、理事会で予め定めた順序により他の理事が議長となる。

(理事会の決議)

第35条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすこととする。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、議事録に記名押印する。

第8章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第38条 当法人の財産の管理及び運用は、代表理事が行う。その方法は、理事会で別途定める。

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の各号に挙げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得るものとし、第1号及び第2号の書

類についてはその内容を定時社員総会に報告し、第3号から第5号までの書類については定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 当法人は、前項の定時社員総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、前項3号を公告するものとする。

3 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を、定時社員総会の日から2週間前の日から、主たる事務所に5年間、備え置くこととする。

(剰余金の分配の禁止)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産の帰属は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に寄附するものとする。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、議決権の3分の2以上に当たる多数による決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、議決権の3分の2以上に当たる多数による決議により解散することができる。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 当法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 1 1 章 附則

(最初の事業年度)

第 4 7 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までとする。

(設立時の役員)

第 4 8 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	竹中登一、南 真志、出口昌志
設立時代表理事	竹中登一
設立時監事	石澤洋平

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 4 9 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所	大阪市中央区道修町二丁目 1 番 5 号
設立時社員	小野薬品工業株式会社
住 所	大阪市中央区道修町三丁目 1 番 8 号
設立時社員	塩野義製薬株式会社
住 所	東京都港区海岸一丁目 1 5 番 1 号
設立時社員	株式会社 DNA チップ研究所

(法令の準拠)

第 5 0 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団日本マイクロバイームコンソーシアム設立のため、設立時社員小野薬品工業株式会社外 2 名は、本定款を作成し、これに記名押印する。

平成 2 9 年 4 月 1 0 日

設立時社員	小野薬品工業株式会社 代表取締役社長 相良 暁	印
設立時社員	塩野義製薬株式会社 代表取締役 手代木 功	印
設立時社員	株式会社 DNA チップ研究所 代表取締役社長 的場 亮	印